



ご家族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

大切なご家族を亡くされ、深い悲しみに包まれているなかにも、多くの手続がございます。

## ※ ご葬儀を終えられましたら、手続が必要なこと（一例）

### （1）個人の準確定申告

被相続人が死亡した年の1月1日から死亡日までの所得税や消費税について、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に確定申告書や各種届出書の提出が必要となる場合があります。

### （2）相続税の申告

被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月以内に申告書の提出が必要となる場合があります。

### （3）相続放棄

被相続人が死亡したことを知った日の翌日から3ヶ月以内に裁判所に申述書を提出します。

### （4）不動産の相続登記

被相続人名義の不動産を相続人名義に変更する手続です。

### （5）森林の土地の所有者変更の届出

新しく所有者となった方名義に届出を行います。

### （6）農地法の届出

新しく所有者となった方名義に届出を行います。

### （7）自動車・バイク・預金通帳等の名義変更

被相続人から相続人に名義変更又は解約を行います。

上記手続は専門家に依頼することも可能です。

司法書士・税理士・行政書士なら上記手続を一括で代理できます。

司法書士・税理士・行政書士久田事務所

野々市市扇が丘9番20号 扇が丘ビル106 自宅：金沢市西大桑13番28号

電話番号：076-227-8019

メールアドレス：info@hisada-office.jp

URL:<http://www.hisada-office.jp>